



基安労発 0803 第 3 号
令和 3 年 8 月 3 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（以下「基本対策要綱」という。）によりお示しし、令和3年の職場における熱中症予防対策については、令和3年3月2日付け基安発0302第2～4号により「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今般、7月末までに報告があった熱中症の件数（速報値）を取りまとめたところ、昨年同時期と同様に高い水準の発生状況となっています（別紙）。

例年、熱中症の発生は7月から8月にかけて急増するところですが、今般、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴職におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

参考1 リーフレット：「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

参考2 リーフレット：「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000781018.pdf>